

SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本ネットワークは、「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」と称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、「SATOYAMAイニシアティブ」の理念を踏まえつつ、多様な主体がその垣根を越え、様々な交流・連携・情報交換等を図るためのプラットフォームを構築し、SATOYAMAにおける生物多様性の保全や利用の取組を国民的取組へと展開することを目的とする。

2 本ネットワークでは、里地里山、里海、里沼、里湖、里川など、人が関わり合うことによって維持・形成されてきた二次的自然環境を「SATOYAMA」と表記する。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 国内におけるSATOYAMAイニシアティブの普及啓発活動
- (2) 里山等地域の保全や利活用に関する取組や成果の情報発信
- (3) SATOYAMAづくりに関する対話と実践
- (4) その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(構成)

第4条 本ネットワークの構成員は、第2条に掲げる目的に賛同する企業、研究機関、民間団体（NGO・NPO等）、行政などSATOYAMAづくりに取り組む又は関心のある団体で、次条の手続きを行った団体とする。

(参加)

第5条 構成員として本ネットワークに参加しようとする団体は、その意思を様式1により、事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の提出を受けたときには、速やかに当該団体の名称・連絡先を他の構成員に知らせることとする。

(脱退)

第6条 脱退しようとする構成員は、様式2を事務局に提出し、任意に脱退することができる。

(役員の種別)

第7条 本ネットワークに代表を置く。

2 必要に応じて、副代表を置くことができる。

3 役員は、構成員となる団体の代表者又は担当部署の長が務めるものとする。

(役員の選任)

第8条 代表は、総会において、構成員の中から選任する。

2 副代表は、構成員の中から、代表が指名する。

(役員の職務)

第9条 代表は、本ネットワークを代表し、総会の議長を務める。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第11条 役員が、職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第3章 総会

(総会の構成)

第12条 総会は、構成員をもって構成する。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、原則として毎年1回開催する。

3 臨時総会は、代表が必要と認めたとき又は全構成員の3分の1以上から請求があったときに開催する。

4 定期総会及び臨時総会は、代表が認めた時に限り電子総会にすることができる。

5 電子総会の開催方法等については、代表が定め、原則、通常の定期総会及び臨時総会に準じ執り行う。

（総会の招集）

第 14 条 総会は、代表が招集する。

2 総会を招集するときは、代表は構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、速やかに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第 15 条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- （1） 本ネットワークの事業計画及び事業報告
- （2） 役員の選任又は解任
- （3） 規約の変更
- （4） その他ネットワークの運営等に関する重要事項

（総会の定足数）

第 16 条 総会は、全構成員の過半数の出席により成立する。

2 委任状を提出した構成員は、出席者とみなすものとする。

（総会の議決）

第 17 条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議事録）

第 18 条 総会の議事については、総会終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、事務局が作成し、全構成員に配付するものとする。

第4章 幹事会

（幹事会）

第 19 条 本ネットワークに幹事会を設置する。

2 幹事会は、構成員の実務担当者等で構成する。

3 幹事会は、総会での審議事項、本ネットワークの運営に関する事項及びその他必要な事項について検討を行う。

4 幹事会は、事務局が招集し、必要に応じて開催する。

5 事務局は、幹事会の事務を処理し、会議の進行を務める。

6 幹事会は、事務局が認めた時に限り電子幹事会にすることができる。

7 電子幹事会の開催方法等については、事務局が定め、原則、通常の幹事会に準じ執り行う。

第5章 事務局

(事務局)

第20条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当該年度の代表を担当する団体の担当部署に置く。

第6章 事業年度

(事業年度)

第21条 本ネットワークの事業年度は、定期総会開催日のある月の1日に始まり、翌年の定期総会開催日のある日の前月の末日に終わる。

第7章 補則

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、本ネットワークに関する必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年 9月30日から施行する。

この規約は、平成28年10月27日から施行する。

この規約は、平成25年 9月13日から施行する。

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク

参 加 申 込 書

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークに構成員として参加します。

平成 年 月 日

団 体 名

代表者名

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク
事務局 殿

<連絡先>

担当課室：

担当者名：

電 話：

E-mail：

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク

脱 退 届

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークから脱退します。

理由：

平成 年 月 日

団 体 名

代表者名

SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク
事務局 殿

<連絡先>

担当課室：

担当者名：

電 話：

E-mail：